

府子本第 1203 号  
令和 3 年 12 月 23 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

#### 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）において「保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3%程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を来年 2 月から前倒しで実施する」とこととされたことを踏まえ、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇改善を行うこととし、今般、別紙のとおり「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」を定め、令和 3 年 12 月 20 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に向け、特段の御配慮をお願いする。